

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
<p>係長級の採用試験を開始するということが、係長よりも上の職位（例えば課長級以上）も外部から経験者を登用することはあるのか？総務大臣が試験を経ずに就任できる以上、課長から事務次官までも外部からの登用を可能とすべき。</p>	<p>経験者採用試験の対象官職は、本公示ではなく、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成26年内閣官房令第3号）において定められています。 なお、たとえば本府省の課長級以上の官職を対象に、経験者採用試験以外の方法により職員を採用することは可能です。</p>
<p>一般論文試験なしで、本当に「適切な能力実証」が可能になっているのでしょうか？ 根拠を明確にお示しください。</p>	<p>一般論文試験により実証される、対象官職の職務に関連する知識、文章による表現力、課題に関する理解力その他の能力については、経験論文試験において自らの経験を設問に応じて論述させることで適切に文章を構成、表現する能力を評価し、総合評価面接試験において質疑を通じて対象官職に必要とされる適性を評価するなど、一般論文試験以外の試験種目を通じて必要な能力実証が可能です。したがって、本件の経験者採用試験に関して、一般論文試験を廃止しても適切な能力実証が可能であるものと考えています。</p>
<p>以下、「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要の「II 改正内容」について意見を言う。 ・対象部分 (2) 総務省経験者採用試験（係長級（技術））及び気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の一般論文試験の廃止 ・意見内容 本改正に反対である。 一般論文試験は行った方が良いと考える。 ・理由 はっきり言ってしまうと、一般論文試験が出来ない人間は出来が悪い。（事務に係る事柄についての論が書けないというのは、そういう評価となる。） また、経験論文試験については、大学及び大学院側においての試験に向けた対策が行ってしまうものであるため、個人の評価についてあまり適切でない組織的な対策が行ってしまうものになってしまう部分があるため、採用試験での評価においてこの比率がより高まるのはあまり好ましくないとされるものである。一般論文試験は対象の評価を行う際において有用なものである。（一般論文試験について、ちゃんとしたものが提出出来る人間を採用すべきであると考えるし、あまり良いものが書けない人間については評価について幾分低くすべきと考える。一般論文試験はちゃんと有用に機能するものであると考える。そして、大学及び大学院においての、教授等によりかなり強い意向を伴って提示されるような研究テーマの設定等による左右が発生しにくいものであるはずである。）一般論文試験については行うべきと考える。 一般論文試験を省く事は、日本の官僚の平均的能力を下げる方向に機能するものとする。 一般論文試験の実施については行い続けるようにされたい。 意見は以上である。</p>	<p>御意見にありますように、一般論文試験は受験者の能力の判定に際して有用であると考えています。 その上で、一般論文試験により実証される、対象官職の職務に関連する知識、文章による表現力、課題に関する理解力その他の能力については、経験論文試験において自らの経験を設問に応じて論述させることで適切に文章を構成、表現する能力を評価し、総合評価面接試験において質疑を通じて対象官職に必要とされる適性を評価するなど、一般論文試験以外の試験種目を通じて必要な能力実証が可能です。したがって、本件の経験者採用試験に関して、一般論文試験を廃止しても適切な能力実証が可能であるものと考えています。</p>